

若年者の奨学金返還を支援 市内中小企業等で働く若者に最大 45 万円

◎チラシあり

市は、市内中小企業等の人材の確保と定着を図るため、若年者の奨学金返還に伴う経済的負担を軽減し、安定した就労を支援する「枚方市若年者奨学金返還支援補助金」を創設した。市内中小企業等に正規雇用される若年者に対し、奨学金の返還が始まってから最長 5 年間、返還額の 2 分の 1、年間最大 9 万円を補助する。市担当者は「多くの若年者が市内中小企業等に就職し、継続して働いていただくきっかけになれば」と話す。

★対象は、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金・第二種奨学金、公益財団法人大阪府育英会などが貸与し、返還を開始してから 5 年間の奨学金。令和 7 年度は令和 6 年 10 月から令和 7 年 9 月に返還した奨学金の額（利息を含む）の 2 分の 1 を最大 9 万円補助する。

★対象は以下の①～④の条件をすべて満たす 35 歳未満の市民

①申請日の属する年度末時点で、ア又はイに該当して 5 年以下であること

ア) 市内の中小企業に正規雇用されていること

イ) 常用労働者数 1,000 人未満の社会福祉法人、医療法人又は学校法人に正規雇用され、市内の事業所（学校法人の場合、保育園・幼稚園・認定こども園に限る。）において、対象となる専門資格に基づく業務に従事していること

②申請日から 5 年以上継続して市内に居住し、上記①の中小企業等で就業する意思を有すること

③奨学金の返還を滞納していないこと

④市税を滞納していないこと

★社会福祉法人・医療法人・学校法人に雇用される場合、保育士・幼稚園教諭・養護教諭（幼稚園又は認定こども園に従事する場合に限る）・看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・精神保健福祉士・社会福祉士・介護福祉士・歯科衛生士・歯科技工士のいずれかの資格に基づく業務に従事する人が対象となる。

★申請は令和 7 年 10 月 1 日～12 月 26 日（必着）に勤務先が発行する在職証明書（市ホームページから取り出し可）・対象期間中の返還額を証明する書類・返還開始日が確認できる書類など必要書類を添付し、10 月 1 日に市ホームページに公開されるフォームよりオンラインで受け付ける。オンラインでの申請が困難な場合、市役所別館 3 階商工振興課へ必要書類を持参または同課へ郵送（〒573-8666）も可。

<お問い合わせ>

観光にぎわい部 商工振興課

☎ : 072-841-1325 FAX : 072-841-1278

枚方市の中小企業等で働く皆さん

奨学金の返還を

枚方市が支援します！



最大45万円

年間最大9万円×5年間

受付
期間

令和7年10月1日(水)～12月26日(金) (必着)
※先着順。予算に達し次第、受付を終了します。

対象
期間

奨学金の返還を開始した月から最長5年間

対象

- ・35歳未満の市民の方
- ・市内中小企業等に正規雇用されて5年以下の方

詳細はこちら→



枚方市若年者奨学金返還支援補助金



枚方市若年者奨学金返還支援補助金

対象者

次の要件をすべて満たす方

- 枚方市の住民基本台帳に記録され、現に居住している
 - 35歳未満であり、次のいずれかに該当して5年以下の方（令和8年3月31日時点）
 - ア. 枚方市内の中小企業に正規雇用で就業
 - イ. 常用労働者数1,000人未満の社会福祉法人・医療法人・学校法人に正規雇用され、枚方市内の施設（学校法人の場合、保育園・幼稚園・認定こども園に限る）で専門資格に基づき就業
- ※本店が市外の中小企業に雇用される場合、勤務地は枚方市内の場合に限ります。

イの対象となる専門資格

保育士、幼稚園教諭、養護教諭（幼稚園又は認定こども園に限る）、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、歯科衛生士、歯科技工士

上記以外にも要件があります。詳細は枚方市ホームページをご確認ください。

補助金額

令和6年10月から令和7年9月に返還した奨学金額の2分の1（上限9万円）



申請の流れ

社会人1年目

令和6年

4月 10月

社会人2年目

令和7年

4月 10月 12月26日

社会人3年目

令和8年

4月 10月

対象となる枚方市内の中小企業等に就職（正規雇用）



奨学金返還（令和6年10月～令和7年9月分）

図は新卒採用の場合を例示しています。
令和6年3月以前に就職した方も、
要件に合致していれば
令和6年10月分から対象となります。

奨学金返還（令和7年10月～令和8年9月分）

補助金
交付申請
令和6年10月～
令和7年9月分

奨学金返還

補助金
交付申請
令和7年10月～
令和8年9月分

申請方法

※年度ごとに補助金の申請が必要です。

受付期間：令和7年10月1日（水）から令和7年12月26日（金）まで（必着）

提出方法：必要書類を揃えて電子申請で申請してください

（電子申請が困難な場合は郵送または商工振興課窓口での提出も可能です）

※先着順。予算に達し次第、受付を終了します。

必要書類

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号又は第2号）
- ② 在職証明書（様式第3号又は第4号）
- ③ 令和6年10月から令和7年9月の返還額を証する書類の写し（貸与機関発行）
- ④ 返還開始日を証する書類の写し（貸与機関発行）
- ⑤ 振込先口座の情報が確認できる書類
- ⑥ 本人確認書類の写し
- ⑦ 対象資格を有することを証する書類の写し

※⑦は社会福祉法人・医療法人・学校法人に雇用される有資格者の方のみ



様式のダウンロード、
申請はこちらから

【お問い合わせ】

枚方市役所 観光にぎわい部 商工振興課

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

☎ 072-841-1325 ✉ shokou@city.hirakata.osaka.jp